

令和2年4月20日(令和2年9月24日更新)

(令和3年8月16日更新)

沖縄県立芸術大学

新型コロナウイルス感染拡大防止のための授業実施に関するガイドライン

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、国内及び県内において感染者数が著しく増加しており、強い危機感を持って対応する必要がある。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、大学等の授業開始に当たり、多くの学生や教職員等が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えることが重要との考え方が示され、また、若者世代について、重症化リスクは高くないものの、年齢に関係なく無症状又は症状が軽い者が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が見られるとの注意喚起等もなされている。

沖縄県立芸術大学は、県内の現状等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の大学内における感染リスクを低減するとともに、学生の学修機会を確保し、進学・就職等に不利益が生じないようにするため、以下のとおり、当面の間の授業実施等に関するガイドラインを定める。

2 学事日程等の取扱いについて

- (1) 本学における授業科目の授業期間については、既に一部の科目において大学設置基準第23条ただし書きの本来の趣旨に則り、学生の主体的な学びを促進する観点から、10週又は15週の期間に依らず弾力的に取り扱っているところであるが、令和2年度当初の授業開始の延期に伴う対応についても、同基準第21条等で定める学修時間を確保するための方策を講じた上で、教育上の必要性や十分な教育効果が認められる授業を行うことにより、弾力的に取り扱って差し支えないこととされている。そのため、各学部及び研究科（以下「学部等」という。）においては、同一科目の週複数回開講や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施等に加え、学則に定める休業日における実施を含めた補講授業や遠隔授業の実施、授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、必要な学修時間を確保するものとする。
- (2) 授業科目を履修した学生に対して試験の上単位を与える場合においても、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができる。なお、それに伴い、授業計画（シラバス）等を変更する場合は、学生に対する丁寧な説明に努めること。

3 授業実施についての基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、教員と学生が同一の室内で対面で行う講義等（以下「面接授業」という。）のほか、学生に

自宅において学修や課題研究を行わせる形態や、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）を併用して行うことを認める。

- (2) 面接授業に代えて行う授業形態については、学内における通信環境整備状況を踏まえつつ、学生の通信環境にも配慮し、自宅における教科書や教材による学修や課題研究等も組み合わせ、学生の目線に立った効果的な学修となるよう検討すること。

ただし、面接授業に相当する教育効果を有する代替授業とするためには、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書等を読ませる程度の内容ではなく、事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や必要な視点・観点等を示すなどして、授業中に課すものに相当する学修となるよう配慮する必要がある。また、必要に応じて遠隔授業を併用するなど工夫すること。

- (3) 遠隔授業には、以下のとおり複数の形態が考えられるが、実施については、学内における通信環境整備状況及び沖縄県立芸術大学情報セキュリティ基本方針等を踏まえて検討する必要がある。

各授業をいずれの形態で実施するかについては、施設管理担当、情報セキュリティ担当及び学部等間の調整を経た上で学部等において検討し、大学教務委員会の了承を得ること。

ア 遠隔授業の形態

【学内型】 教員は学内で授業を行い、学生も学内の別室で受講する形態

【学内-自宅型】 教員は学内で授業を行い、学生は自宅等で受講する形態

【自宅-学内型】 教員は自宅等で授業を行い、学生は学内で受講する形態

【自宅型】 教員は自宅等で授業を行い、学生は自宅等で受講する形態

イ 活用が想定されるメディア等

テレビ会議システム等を利用した同時双方向型及び、オンデマンド配信による遠隔授業が想定される。オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と、②学生の意見の交換の機会の確保が困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要である。いずれの場合も、活用にあたっては、情報セキュリティの確保に留意すること。

- (4) 本学における教育課程上、面接授業が必要とされる場合にあつては、授業の実施場所や方法等において十分な感染防止対策を講じた上で、専門教育においては教授会又は研究科委員会の、全学教育においては全学教育センターの了承を得て行うこと。

なお、学期を通じて面接授業の受講及び授業外学習等、学内での学修の機会がほとんどないまま、自宅等での遠隔授業の受講に終始するような学生が生じることのないよう配慮すること。

4 留意事項等

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための授業形態については、学部等において学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (2) 教員又は学生が学内を利用する場合は、大学内における感染拡大防止の観点から、感染につながる人と人との接触を極力減らし、クラスター感染を発生させない取組が重要であることを踏まえ、教室の収容人数や授業時間等に配慮する等、十分な感染防止対策を行うこと。
- (3) 授業のため学内を利用する学生に対しては、感染拡大防止の必要性についての理解を促すとともに、学内のみならず学外においても、感染拡大の危険を高める行為（密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件が重なるような場所に行く等）を慎むよう適切に周知・啓発を行うこと。
- (4) 学生の通学や教員の出勤を介した感染の拡大を防止するため、例えば、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせることや時差出勤の工夫等を検討すること。
- (5) 遠隔授業において想定される、著作権が及ぶ著作物の利用については、授業目的公衆送信補償金制度が、令和2年4月28日に施行され、指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に対して、令和2年度に限り、事前登録の上で補償金額を特例的に無償とする認可が行われた。

遠隔授業に係る著作物の利用、そのほか遠隔授業の活用に係る事項については、法令上の定めや文部科学省及び文化庁から発出される通知に留意する必要があるので、大学の方針に従うこと。